

感染症罹患後の登園について

幼保連携型認定こども園 愛保育園

お子さんが感染症にかかった際、本人の健康回復のため、また感染拡大防止のため登園をご遠慮していただいております。必ず医療機関を受診し、病気が治癒、又は周囲の園児にうつす恐れがなくなりましたら、下記書類を医師、又は保護者が記入され園へご提出頂くようお願い致します。

※登園基準に関する詳細は、【園生活のしおり】をご参照ください。

医師の意見書を 必要とする病気

- 新型コロナウィルス ○インフルエンザ ○はしか(麻疹) ○風疹(三日はしか) ○水痘(水疱瘡)
- 帯状疱疹 ○百日咳 ○おたふくかぜ(流行性耳下腺炎) ○結核 ○咽頭結膜熱(プール熱) ○流行性角結膜炎 ○腸管出血性大腸菌(O-157・O-26・O-111)

保護者が記入 登園届を必要とする病気

- マイコプラズマ感染症 ○リンゴ病(伝染性紅斑) ○溶連菌感染症
- 手足口病 ○ORSウイルス感染症
- ヒトメタヌーモウイルス ○ヘルパンギーナ ○突発性発疹 ○ウイルス性胃腸炎(ロタ・ノロ・アデノウイルス等)



□意見書(医療機関)・□登園届(保護者)

※該当するものに□をお願いします

園児名 _____

病 名 _____

○夏季のみ記載(7月～9月) プール・シャワー 可・不可

上記の感染症は、治癒し集団生活に支障がない
状態になったので登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医師名 _____

印

受診医療機関名 _____

保護者名 _____

印

以下の病気についても必ず受診し、感染防止にご協力をお願いします

水いぼ・とびひ・ヘルペス感染症・頭シラミ